

## 泉大津市病児保育の利用案内

病児保育を利用することができる児童は、急変の見込みや入院の必要がないが、病気の回復にいたらず集団保育が困難な児童で、かつ、保護者が就労等により保育が困難な児童で、市内に居住し、保育所及び認定こども園（長時間部）に入所している生後12か月児以上から就学前までの児童です。

- 1、**実施施設** 泉大津市立えびす認定こども園（☎32-0855 下之町4-7）
- 2、**利用日等** 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時～午後6時  
※1回の利用につき原則3日以内
- 3、**費用負担** 1日につき2,000円（ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯は無料、所得割非課税世帯は1,000円です。）  
※別途、飲食物費300円が必要です。
- 4、**利用定員** 4名（同じ症状でも同じ病名の園児のみの対応になります。複数の受入れが困難な場合は定員4名がこの限りではありません）

### 5、利用方法（入室まで）

- ①病児保育の利用希望者は、あらかじめ病児・病後児保育登録書による事前登録が必要です。  
「病児・病後児保育登録書」に記入のうえ、こども育成課に提出してください。  
ただし、市内の保育所・認定こども園・小規模保育事業所に入所している場合は当該施設への入所申し込みをもって登録があったものとします。
- ②利用する時は、予約（前日17時まで）が必要です。病児・病後児保育室に電話し、空きの確認を行ってください。
- ③予約後、かかりつけの医院などで受診し、「医師連絡票」の記入をしてもらってください。  
※医師連絡票については文書料が必要になります。
- ④病児・病後児保育利用申込書、病児・病後児保育連絡票兼個人記録票に記入し、医師連絡票とともに提出してください。（用紙は各保育所・認定こども園、病後児保育室、こども育成課にあります。また、市のホームページからもダウンロードが可能です。）
- ⑤医師の連絡票をもとに、病児・病後児保育室が入所の判断をします。  
※お受け入れ時、記入して頂く「保育連絡票」を基にお家での状態を担当者より聞き取りをさせていただきます。  
※入室後、一般状態に変化があり、入室は無理と判断した場合は保護者に連絡し、お迎えをお願いすることもあります。
- ⑥お受け入れ困難な状態・38.5℃以上の発熱（熱性けいれん有の場合は37.5℃以上）
  - ・12時間以内に解熱剤を使用している場合。
  - ・発熱後24時間を経過していない場合。（インフルエンザは発熱後48時間経過必要）
  - ・呼吸状態が安定していない場合。
  - ・吸入薬が必要な場合。
  - ・水分等の経口摂取が出来ない場合。
  - ・通常の食事が取れない状態にある場合。
  - ・頻回の下痢、嘔吐症状がある場合。
  - ・意識混濁がある場合。

⑦感染症ごとの利用の可否

病名	利用基準
麻疹	利用できません
結核	
水痘	
インフルエンザ 新型コロナウイルス	発熱後48時間経過していない場合は利用できません
アデノウイルス	利用できません（咽頭結膜炎、流行性角結膜炎とも）
腸管出血性大腸菌感染症	食事ができない場合は、利用できません
ウイルス性胃腸炎 （ノロ・ロタ含む）	
その他疾患	上記⑥の発熱・症状に該当せず、主治医連絡票の内容を確認のうえ、病児・病後児室が入所の判断をした場合は利用できます

また緊急の場合、保護者の了解のもと病児・病後児保育室から受診することもあります。  
 かかりつけの病院やクリニックがあっても、緊急時の受診は「泉大津市立病院」になります。  
 （市立病院が対応困難な場合は、その他救急対応が可能な病院での受診となります。）

6、利用時に必要な持ち物（持ち物には必ず名前を記入してください）

- ・着替え一式（3～4枚）・パジャマ ・手拭タオル（2枚）・ビニール袋（汚れ物入れ2～3枚）
- ・薬（医師連絡票によるもの）・バスタオル2枚（布団の上下に使用）
- ・ティッシュボックス1箱

＜年齢の小さいお子さんは上記の持ち物以外に必要です＞

- ・紙おむつ（5～6枚） ・おしりふき ・エプロン（2枚） ・おしぼりタオル（2枚）
- ・預かり時間内に飲む回数分の哺乳瓶、ミルク、乳首をご持参ください。

7、その他

予約の取り直し、又は遅れる場合は速やかに連絡してください。